

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社においてタクシー運転手として勤務していたところ、平成○年○月○日タクシー乗務中、後方から普通乗用車に追突され負傷（以下「本件事故」という。）した。請求人は同日、B病院に受診して「外傷性頸部症候群、脳震盪」と診断され、さらに、同年○月○日にはC病院に転医し「頸髄中心性損傷、腰部打撲」と診断（以下「本件傷病」という。）され、治療した結果、平成○年○月○日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）のいずれにも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、監督署長が請求人に残存する障害について、障害等級に該当しないとした処分は誤りであると主張していることから、以下のとおり検討する。

(1) D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「傷病名：頸髄中心性損傷、腰部打撲。障害の状態：常時両手足のしびれ感がある、両上下肢筋力低下、両手巧緻運動障害、X線検査にて加齢変化、MR I 画像ではC 5 / 6、C 6 / 7 間にヘルニアを認める。」と記載している。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の認定に関する意見書において、要旨、「傷病名：神経学上異常なし。主訴：四肢のしびれ、手足の動作の不自由さ。障害の状態：F病院放射線科医がヘルニアと診断したことが、『頸髄中心性損傷』の診断根拠になっている。画像上ではC 5 / 6、C 6 / 7 頸椎に極めて軽い椎間板膨隆があるが、神経症状を起こす所見ではない。神経学的所見として、腱反射は、減弱し、病的反射は(－)、筋力は、すべて指示どおりに力を入れていない様子で正確な測定不可能。請求人に『頸髄中心性損傷』の所見ではないと説明した。」と述べている。

(3) G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頸椎の病変については、MR I 画像で第5 / 6 頸椎、第6 / 7 頸椎椎間板にわずかな後方膨隆を認めるも正常範囲であり、脊髄内に変性変化はみられず、画像上、中心性脊髄損傷は否定される。また、腰椎の病変については、D医師の診断書により、夜間に腰痛出現と記載されているが、明らかな神経脱落症状は記載されておらず、さらに、C病院でのX線像においても明らかな腰痛を生じさせる所見はない等から、障害等級に定める後遺症は存在しないものとする。」と述べている。

(4) 当審査会は、請求人の主張する後遺障害について、医証を精査し、改めてC R、MR I 画像を読影したところ、頰椎、腰椎の病変についてはG医師の意見書の記載のとおりであることが確認され、後遺症についても、神経学的な異常所見は認められず、画像上の頰椎変化も正常範囲内であるとするE医師、G医師の意見を妥当なものと判断する。

したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。